

参考資料

火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示の一部を改正する告示案 新旧対照条文（傍線部分は改正部分）
○火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示（平成二十四年経済産業省告示第十四号）

改正案	現行
一〇三十（略） 三十一 雪崩対策用エアバッグガス圧力容器封板せん孔器に用いるガス発生器であつて、次の要件を満たすもの イ ガス発生剤（硝酸エステルを主とする火薬に限る。）の量が〇・一九二グラム以下であること。 ロ 撃発式雷管の起爆薬の量が〇・〇二三グラム以下であること。 ハ 撃針点火により、ガスを発生させる構造であること。 ニ 火薬及び爆薬を再度充填することができず、再使用できない構造であること。 ホ 外殻は、防錆性を有する材質であること。 ヘ 内部の火薬及び爆薬が容易に取り出せない構造であること。 三十二 自転車用ヘルメット型エアバッグ（圧力容器付きのものに限る。）であつて、次の要件を満たすもの イ 火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・一八八グラム以下であること。 ロ 圧力容器封板開放装置は、電気点火により、圧力容器の封板を	一〇三十（略）（新設） （新設）

参考資料

開放する構造であること。

ハ 火薬を再度充填することができず、再使用できない構造であること。

ニ 圧力容器封板開放装置の外殻は、防錆性を有する材質であること。

ホ 内部の火薬が容易に取り出せない構造であること。